

議案第 14 号

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市消防団の設置等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市消防団の設置等に関する条例(平成18年橋本市条例第223号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(任用) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は市長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。 (1)・(2) 略</p> <p>(定年) 第4条の2 団員は、定年に達したときは、<u>定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。</u> 2 団長及び副団長の定年は、<u>75歳とする。</u> 3 団員(前項に規定する者を除く。)の定年は、<u>70歳とする。ただし、その定年による退職が消防団の運営に著しい支障を生じ、又は当該退職により生じる欠員を容易に補充することができないと団長が特に認める団員については、75歳までの範囲においてその定年を延長することができる。</u></p> <p>(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 略 (2) 第8条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (3) 略 (分限) 略</p> <p>第7条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を</p>	<p>(任用) 第4条 消防団長(以下「団長」という。)は市長が、その他の団員は団長が次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て任命する。 (1)・(2) 略 (3) 団員の定年は70歳とし、<u>正副団長は75歳とする。</u> (4) 団員の退職は、<u>定年に達した日以後の年度末とする。</u></p> <p>(欠格条項) 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。 (1) 成年被後見人又は被保佐人 (2) 略 (3) 第8条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 (4) 略 (分限) 略</p> <p>第7条 略 2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を</p>

失う。

(1) 第5条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 略

第16条 略

2 略

3 団員が公務のため旅行した場合は、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額を支給する。

失う。

(1) 第5条第3号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 略

第16条 略

2 略

3 第1項第1号の場合を除き、団員が公務のため旅行した場合は、橋本市職員の旅費に関する条例(平成18年橋本市条例第66号)の規定による一般職の職員に支給する旅費相当額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。